根室圏域各市町の修学資金貸付制度

根室市	担当課（係）	健康福祉部保健課	連絡先電話番号	０１５３－２３－６１１１
リンク先アドレス	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/shiminfukushibu/hokenka/kenkou/1465.html			
貸付対象の医療職種	医師（医学生及び研修医）、看護師、薬剤師、保健師、助産師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、介護福祉士、歯科衛生士			
医療職種別の貸付金額	医師（医学生及び研修医） ・月額３０万円以内（加えて、医学生は入学月に入学金相当額として１００万円以内） 看護師、助産師 ・月額１０万円以内又は月額２０万円以内 ・看護師通信制は、５万円以内 薬剤師、保健師 ・月額１０万円以内 准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、 臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士 ・月額６万円以内 介護福祉士 ・月額４万円以内又は月額８万円以内			
医療職種別の返還免除規定	医師 免許取得後、１０年以内に市内開業医等として従事し、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除する 医師以外 養成機関の修学課程を修了後、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除する ただし、看護師、助産師「月額２０万以内」、介護福祉士「月額８万円以内」を選択した者については、償還免除期間を「貸付期間の１．５倍」と「する。（※年未満は端数切り上げ）			

別海町	担当課（係）	総務部総務課人事厚生担当	連絡先電話番号	0153-75-2111（内線2114、2115）
リンク先アドレス				
貸付対象の医療職種	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び医療関係技術者、准看護師及び介護福祉士			
医療職種別の貸付金額□	医師 ・月額２０万円以内 歯科医師、保健師、助産師、看護師及び医療関係技術者 ・月額１０万円以内 准看護師及び介護福祉士 ・月額６万円以内			
医療職種別の返還免除規定	卒業後５年以上本町の公的機関並びに町内の保険医療機関及び介護保険事業所に就職する			

中標津町	担当課（係）	町立中標津病院管理課総務係	連絡先電話番号	０１５３－７２－８２００
リンク先アドレス	https://nakashibetsu-hospital.com/school-funding/			
貸付対象の医療職種	助産師・看護師・准看護師・薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士及び作業療法士			
医療職種別の貸付金額	助産師 ・月額２０万円 准看護師 ・月額５万円 その他 ・月額１０万円			
医療職種別の返還免除規定	学校を卒業し資格取得後、４年間（貸付期間が４年以上の場合は貸付期間）以上、町立中標津病院に従事すること			

標津町	担当課（係）	標津町保健福祉センター	連絡先電話番号	０１５３－８２－１５１５
リンク先アドレス				
貸付対象の医療職種	薬剤師・看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・その他の医療技術者等（国家資格を有する者）で、毎年度将来的な医療技術職員等の補充度を勘案し定める。			
医療職種別の貸付金額	看護師／薬剤師／診療放射線技師／臨床検査技師 ・月額１２万円以内			
	准看護師／その他の医療従事者等 ・月額６万円以内			
医療職種別の返還免除規定	５年以上町職員として勤務したときは返還免除			

羅臼町	担当課（係）	保健福祉課	連絡先電話番号	０１５３－８７－２１６１
リンク先アドレス	https://www.rausu-town.jp/pages/view/26			
貸付対象の医療職種	医師、保健師・看護師・管理栄養士・臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・社会福祉士・介護福祉士・准看護師 ※令和５年度　医師・作業療法士・理学療法士・臨床検査技師の募集を中止しています。			
医療職種別の貸付金額	医師 ・月額２０万円及び入学支度金５０万円　※支度金は町内出身者に限る。 保健師、看護師、管理栄養士、臨床検査技師等、社会福祉士 ・月額１０万円及び入学支度金３０万円　※支度金は町内出身者に限る。 准看護師、介護福祉士 ・月額６万円及び入学支度金３０万円　※支度金は町内出身者に限る。			
医療職種別の返還免除規定	医師 ３年以上町の公的医療機関に勤務すること（臨床研修後） 医師以外 ５年以上町の公的医療機関又は町内の福祉施設に勤務すること			